

不渡情報の共同利用に当たっての公表文のお知らせ

- 各地手形交換所は、2022 年 11 月 2 日（水）をもって交換業務を終了します。上記に伴い、不渡情報の共同利用を終了します。
- 共同利用終了以降、各地手形交換所および各地銀行協会は、不渡情報の共同利用により取得した各地手形交換所の不渡情報を削除いたします。その削除後に、当該情報について開示請求等を行われた場合、一律「該当情報はありません」とのご回答となりますのでご承知置きください。
- なお、2022 年 11 月 4 日（金）以降の手形業務については、全国銀行協会が運営する電子交換所に引き継がれますが、各地手形交換所の不渡情報は電子交換所へ引き継がれません。
- 電子交換所の開示請求手続きにつきましては、下記 URL までご参照ください。
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/electronic/disclosure>

電子交換所における不渡情報の共同利用に当たっての公表文

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲 1. に掲げる情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- (1) 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- (2) 当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- (3) 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）
- (4) 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- (5) 生年月日
- (6) 職業
- (7) 資本金（法人の場合に限ります。）
- (8) 当該手形・小切手の種類および額面金額
- (9) 不渡報告（第 1 回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- (10) 交換日（呈示日）

(11) 支払銀行（部・支店名を含みます。）

(12) 持出銀行（部・支店名を含みます。）

(13) 不渡事由

(14) 取引停止処分を受けた年月日

(注)

上記（1）～（3）に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届け出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

2・共同利用者の範囲

(1) 電子交換所（全国銀行協会）

(2) 電子交換所の参加金融機関

3・利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4・個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号 銀行会館

代表者氏名